

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施しますので、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年堺市規則第18号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年12月3日

堺市長 木原 敬介

1 契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市理財局理財部契約課（堺市役所本館8階）
電話 072-228-7472 FAX 072-228-7217

2 入札に付する事項

- (1) 調達案件番号 4191000372
(2) 工事名称 (仮称)堺臨海部サッカー・ナショナルトレーニングセンター整備工事
(3) 工事場所 堺市堺区築港八幡町地内
(4) 契約期間 堺市議会の議決を経た日の翌日から平成21年12月29日まで
(5) 工事概要 敷地面積 32.3ha
【土木工事】
サッカーピッチ14面、フットサルピッチ8面、トレーニングトラック1面
基盤整備工、植栽工、施設整備工、グラウンド・コート整備工 一式
【建築工事】
クラブハウス棟新築1棟(鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 2,401.94㎡)
ロッカーハウス棟新築4棟(鉄筋コンクリート造平屋建 総延床面積 1,465.50㎡)
倉庫・便所棟新築1棟、スタンド・倉庫棟(観覧席 3,032席)新築1棟、
便所棟新築2棟、危険物貯蔵庫新築1棟、
フットサルピッチ上屋新築1棟(鉄骨造膜屋根 建築面積 4,500.00㎡)
照明柱及び基礎新設、各種工作物新設、既設建築物解体撤去、電気設備工事、機械設備工事
- (6) 工事担当課 堺市建設局公園緑地部公園整備課
(7) 設計業務の受託者 株式会社昭和設計
(8) 施工方式 特定建設工事共同企業体
(9) 前金払の有無 有(契約金額の4割以内で2億円を限度とする。)
(10) 部分払の有無 有(6回以内)
(11) 建設工事保険等の要否 要
(12) かし担保期間 2年間
(13) 本工事については、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第19条の2第1項に規定する調査基準価格をあらかじめ設定する。
(14) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(15) 本工事の契約締結については、堺市議会の議決を要する。
(16) 本工事の入札は、郵便により入札参加資格審査申請書類及び入札書等を送付する方式とし、あらかじめ予定価格及び調査基準価格を公表して行う。なお、予定価格及び調査基準価格は平成20年1月9日(水)から下記の場所において公表するとともに、入札参加者に対しては入札参加資格の認定と併せて通知する。

(公表場所)

堺市堺区南瓦町3番1号
堺市理財局理財部契約課(本館8階)
堺市市民人権局市民生活部市政情報課(高層館3階)
堺市役所契約課のホームページ
URL (http://www.city.sakai.osaka.jp/city/info/_keiyaku/index.html)

3 入札参加資格に関する事項

本工事の入札参加資格は以下の条件すべてに該当するものでなければならない。

(1) 共同企業体の構成要件

ア 本工事は、特定建設工事共同企業体による共同施工方式とする。

イ 共同企業体は自主結成とし、構成員数は4社とする。ただし、代表構成員が下記(4)に示す他の構成員1の参加資格をすべて満たす場合は、3社での結成も可とする。

ウ 共同企業体の構成員の組合せは、代表構成員の参加資格を満たすものと、下記(4)から(6)に示す他の構成員1、他の構成員2及び他の構成員3のそれぞれの参加資格を満たすものとの組合せとする。ただし、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

エ 4社共同企業体の場合は、最低の出資比率は15%以上とし、3社共同企業体の場合は、最低の出資比率は20%以上とする。ただし、代表構成員の出資比率は最大とする。

オ 申請した共同企業体の構成員を変更することはできない。

(2) 代表構成員、他の構成員共通の参加資格

ア 平成18、19、20年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格(以下「本市入札参加資格」という。)を有しているもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないもの

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による営業停止を、本工事の申請期限から開札日までの間、受けていないもの

エ 堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱(平成11年制定。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止又は指名回避を、本工事の申請期限から開札日までの間、受けていないもの

オ 堺市建設工事暴力団対策措置要綱(昭和62年制定。以下「暴力団対策措置要綱」という。)に基づく指名除外を、本工事の申請期限から開札日までの間、受けていないもの

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないもの

キ 本工事の設計業務受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有していないもの又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていないもの

ク 本工事の設計業務受託者に発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有されていないもの又はその出資の総額の100分の50を超える出資を受けていないもの

ケ 代表権を有する役員が、本工事の設計業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていないもの

コ 組合や協会等の各種団体については、その構成員が本工事に入札参加申請を行っていないもの

サ 構成員のいずれかが、平成9年度以降に次の(ア)又は(イ)のいずれかの施設の新設又は全面改修工事の完成工事実績を有するものであること(ただし、共同企業体での施工の場合で、2社共同企業体の場合は、最低の出資比率は30%以上、3社共同企業体の場合は、最低の出資比率は20%以上、4社以上の共同企業体の場合は、最低の出資比率は15%以上の完成工事実績に限る。)

(ア) 国際サッカー連盟(FIFA)に加盟のナショナルチーム又は日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)のディビジョン1に所属するチームが使用(試合又はチームとしての全体練習)したことがあるサッカー場(使用時に当該条件を満たしているものに限る。)

(イ) 財団法人日本サッカー協会が公認した人工芝ピッチ

シ 構成員のいずれかが、平成9年度以降に延床面積1,500㎡以上の新築建築物の建築工事の完成工事実績を元請として有するものであること(ただし、共同企業体での施工の場合で、2社共同企業体の場合は、最低の出資比率は30%以上、3社共同企業体の場合は、最低の出資比率は20%以上、4社以上の共同企業体の場合は、最低の出資比率は15%以上の完成工事実績に限る。)

(3) 代表構成員の参加資格

ア 平成18年5月17日以降の決算に基づく建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けており、かつ、審査結果の通知書において、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち土木一式工事(以下「土木一式工事」という。)の総合評定値(P)が1200点以上であるもの

「審査結果の通知書」とは建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書とする(以下同じ。)

イ 土木一式工事について建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を有するもの

ウ 平成19年12月17日現在で、次の(ア)から(エ)のすべてに該当する現場代理人を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの(配置予定技術者との兼任可とする。)

(ア) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者(従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成20年3月31日とする。)

(イ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者

(ロ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）

(ハ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者

エ 平成19年12月17日現在で、次の(ア)から(オ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの（配置予定現場代理人との兼任可とする。）

(ア) 土木一式工事の監理技術者資格を有する者で、監理技術者資格者証（財団法人建設業技術者センターに雇用していることを届け出ていることが確認できる場合に限る。以下同じ。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者

監理技術者について「これと同等の資格を有する者」とは、次のa又はbの者とする（以下同じ。）

a 平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合は、監理技術者資格者証を有する者

b 平成16年2月29日以前に監理技術者の指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合は、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証を有する者

(イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成20年3月31日とする。）

(ロ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者

(ハ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）

(オ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、平成19年12月17日現在において、雇用期間が3か月を経過していることが確認できる者

(4) 他の構成員1の参加資格

ア 平成18年5月17日以降の決算に基づく建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けており、かつ、審査結果の通知書において、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）の総合評価値（P）が1100点以上であるもの

イ 平成19年12月17日現在で、次の(ア)から(オ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの（代表構成員が他の構成員1を兼ねる場合は、代表構成員の配置予定現場代理人及び配置予定技術者との兼任可とする。）

(ア) 建築一式工事の監理技術者資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者）

(イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成20年3月31日とする。）

(ロ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者

(ハ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）

(オ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者

(5) 他の構成員2の参加資格

ア 平成18年5月17日以降の決算に基づく建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けており、かつ、審査結果の通知書において、土木一式工事の総合評価値（P）が700点以上であるもの

イ 平成19年12月17日現在で、次の(ア)から(オ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの。

(ア) 土木一式工事の監理技術者資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者）

(イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成20年3月31日とする。）

(ロ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者

(ハ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない

者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）

(オ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者

(6) 他の構成員3の参加資格

ア 平成18年5月17日以降の決算に基づく建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けており、かつ、審査結果の通知書において、建築一式工事の総合評定値(P)が700点以上であるもの

イ 平成19年12月17日現在で、次の(ア)から(オ)のすべてに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できるもの。

(ア) 建築一式工事の監理技術者資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者）

(イ) 他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は平成20年3月31日とする。）

(ウ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札において、落札後契約手続き中である工事の配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者

(エ) 他の一般競争入札又は希望制指名競争入札の申請において、配置予定現場代理人及び配置予定技術者としていない者（落札決定までの間に辞退等により入札参加資格を失った場合及び無効、失格等により落札決定を受ける可能性が完全になくなった場合を除く。）

(オ) 後記の添付書類により、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者

「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければならない。

「専任」とは、他の工事現場の現場代理人又は技術者等との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の現場代理人又は専任の技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

4 入札参加手続きに関する事項

入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。

(1) 申請方法及び提出書類

別途入札説明書に定める。

(2) 提出場所

上記1に示す契約担当課に同じ。

(3) 入札参加資格審査申請締切日

平成19年12月17日(月)

5 入札参加資格登録の申請に関する事項

本入札に参加を希望する者で、本市入札参加資格を有さない者については、平成19年12月17日(月)午後5時までに上記1に示す契約担当課にて競争入札に参加することができる資格の審査を受けるための申請を行わなければならない。

登録申請に必要な要件、手続等の詳細については、上記1に示す契約担当課で問い合わせること。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、堺市契約規則第14条の2第3号の規定に基づき、免除する。

ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

7 契約条項等を示す場所

堺市契約規則、堺市公共工事の前金払に関する規則（平成5年規則第20号）、堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱、堺市建設工事暴力団対策措置要綱、堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱（平成9年制定）、堺市建設工事に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成8年制定）、堺市建設工事の前金払及び部分払に関する要綱（平成3年制定）等については下記の場所において閲覧することができる。

（公表場所）

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市理財局理財部契約課（本館8階）

堺市市民人権局市民生活部市政情報課（高層館3階）

堺市役所契約課のホームページ

URL (http://www.city.sakai.osaka.jp/city/info/_keiyaku/index.html)

8 入札説明書等の交付場所等

- (1) 交付場所 上記1に示す契約担当課に同じ。
- (2) 交付方法
 - ア 窓口にて配付
 - イ 自己の負担による堺市契約課のホームページからのダウンロード
- (3) 費用 無償とする。
- (4) 交付期間
公告日から平成19年12月17日(月)まで(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
ただし、堺市契約課のホームページからのダウンロードによる交付についてはこの限りではない。
- (5) その他
入札参加資格審査結果通知書の交付方法等詳細については入札説明書の定めるところによる。

9 入札方法及び落札者の決定方法等

- (1) 入札方法
一般書留郵便又は簡易書留郵便により入札書等を送付すること。
入札参加資格認定の通知の送付時に同封する「郵便による入札の注意事項」等参照
- (2) 入札回数
入札回数は、1回とする。
- (3) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 工事費内訳書
- (4) 提出期限
平成20年1月31日(木)まで(下記(5)に示す提出先に必着のこと。)
- (5) 提出先
〒590-8691 堺郵便局私書箱7号
堺市役所 理財局理財部契約課
- (6) 入札書に記載される金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者の決定方法
 - ア 予定価格の制限の範囲内で、入札の無効要件に該当しない者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合においては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、入札の無効要件に該当しない他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
 - イ アにおいて、最低価格をもって入札を行った者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
- (2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき。
- (3) 入札書に記名押印がないとき。
- (4) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (5) 1件の入札に対して2通以上の入札書を投函したとき。
- (6) 入札保証金を納付すべき場合において、これを納付せず、又は納付金額が入札保証金の額に満たないとき。
- (7) 代理人による入札を行ったとき。

- (8) 数人が共同して入札を行ったとき。
- (9) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき。
- (11) 入札書提出時に工事費内訳書を提出しない者が入札したとき。
- (12) 適切な積算がなされていない工事費内訳書を提出した者が入札したとき。
- (13) 入札を執行する前に予定価格を公表した場合において、これを上回る価格で入札したとき。
- (14) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

11 開札等

- (1) 開札予定日時
平成20年2月1日(金) 午後2時00分
- (2) 開札場所
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市理財局理財部契約課入札室(本館8階)
- (3) 開札時の立会いは、本工事の入札参加資格認定者のうち、あらかじめ選出した立会人及び任意により立会う立会人とで行う。
- (4) 立会人は、使用印鑑を持参すること。ただし、代表者ではなく代理人が立会を行う場合は、堺市長宛ての委任状(独自様式で可とする。)及び代理人の印鑑を持参すること。
なお、入札者が立会わない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立会わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじ引きを行い、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員が代わりにくじ引きを行うものとする。

12 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札参加者は、設計図書、工事請負契約書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令等の関係法令並びに堺市契約規則及び堺市一般競争入札参加者心得を遵守しなければならない。

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction work of the Sakai seaside part Soccer National Training Center (tentative name)
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: Monday, December 17, 2007
- (3) Time-limit for the submission of tender: Thursday, January 31, 2008
- (4) Date and time of tender: Friday, February 1, 2008 2:00 p.m.
- (5) Contract point for tender documentation: Contract Division, Property and Contract Management Department.
3-1 Minamikawara-machi, Sakai-ku, Sakai, Osaka, 590-0078 Japan
TEL 072-228-7472